

テーマ

賃金の引き上げと求人票記載のポイントについて

最近、海外に出稼ぎに行く若者が多いという話を聞きます。賃金も物価も日本より高く、2倍稼げるとしても生活費も2倍かかる。でも手元に残るお金も2倍あるし、円安も追い風になっているとの話になるほどと思いました。

稼ぐために東京へ行くといった国内の移動ではなく、海外にも躊躇せずに出ていく姿を見て、このままでは外国の方々も、仕事先として日本を選ばなくなっていくだろうと感じています。



1 最低賃金の対象は？

10月から秋田県の最低賃金が853円になりました。最低賃金は、時給で働く労働者だけに適用されるものではなく、正社員の月給の時間当たりの賃金額も853円以上である必要があります。ですが、最低賃金の相談に来る事業主の中には、どの手当を含めて算定すればいいのかが明確でない方も多いため、確認しておきたいと思います。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金で、月給の場合は基本給+手当となりますが、次に該当するものは除かれます。



- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆動手当、通勤手当及び家族手当

いただいた相談の中には、家族手当や通勤手当、(3)に該当する固定残業代を含めて計算してしまい、後で不足分を支払うことになった例や、職務手当や歩合給を含めずに計算して、すぐに賃金を引き上げなければと思ってしまったという例がありました。

月給が最低賃金以上の額になっているかについては、きちんと計算する必要があります。同じ額の月給をもらっていても、分母になる1箇月平均所定労働時間が変われば、時間当たりの賃金額が異なるからです。1日の労働時間は何時間か、月間・年間の休日が何日あるかは、それぞれの事業所で異なりますので、就業規則等を確認して1箇月平均所定労働時間を求めます。

2 算出について

例えば1日8時間、月平均21日勤務、1箇月平均所定労働時間 $8 \times 21 = 168$ 時間という職場で働く方の月給が、額面18万円であったとして、その内訳が

①基本給15万円、家族手当1万円、固定残業代1万円、通勤手当1万円の場合

時間あたりの賃金額は
基本給 $15万 \div 168 = 892.8$ 円となります。

②基本給14万円、家族手当1万円、固定残業代2万円、通勤手当1万円の場合

時間あたりの賃金額は
基本給 $14万 \div 168 = 833.3$ 円になり、853円を下回ってしまいます。

③②の月給でも、働く時間が1日7.5時間の場合

1箇月平均所定労働時間 $7.5 \times 21 = 157.5$ 時間
基本給14万円、家族手当1万円、固定残業代2万円、通勤手当1万円であっても時間あたりの賃金額は
基本給 $14万 \div 157.5 = 888.8$ 円ですから、最低賃金以上の額を支払っていることとなります。

また、②の月給でも手当の種類が家族手当ではなく、職務手当であれば上回るようになります。なお、例では分かりやすく書きましたが、1箇月平均所定労働時間は、年間所定労働日数に1日の労働時間をかけて12で割って計算してください。



PROFILE

真希社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 廣瀬真希子 Hirose Makiko

[主な経歴]

東京都出身。
平成13年に東京で業務を開始。夫の転勤を機に秋田に移り、秋田市に事務所を移設。秋田県社会保険労務士会に所属し、厚生労働省等の委託事業に10年以上従事。今年度は、秋田働き方改革推進支援センターの専門家、秋田産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員・両立支援促進員等の委嘱を受け、県内事業所からの相談に対応している。

3 求人票記載のポイント

ハローワークのサイトに載っている県内の事業所の求人票には、正社員の賃金が最低賃金のラインである14万円台で、賃金欄の「～」の後ろの金額も同じもの、つまり145,000～145,000円といった内容のものがみられます。

フルタイムの求人票が8,000件以上ある中で、「手当や固定残業代を含まないで月額換算額14万円以上の求人」で検索したら320件、「15万以上」にするのと1割以上の861件減りました。「手当や固定残業代を含んで月額換算額14万円以上」にしても78件減少し、「15万以上」では423件の減少でした。募集時の給料が低くても「～」の後ろの数字が15万円以上になっていけば、この検索で漏れることはありません。漏れてしまった求人は、検索をした求職者の目には全く触れないことになり、応募がないといった状態につながってしまいます。

今の給料が最低賃金とほぼ同額の場合、もし来年も30円の引上げがあったら、①の例だと月額が $30円 \times 8時間 \times 21日 = 5,040$ 円上がることになります。長く働いてもらうつもりであれば、「～」の後ろの金額を募集時の金額より数万円多くして、検索のヒット率を上げてみたらいかがでしょうか。

きっと来年も30円以上引上げになるだろうとお考えの場合は、先行して賃金引上計画を立て、生産性向上のための設備などを導入すれば、業務改善助成金の対象になる場合もあります。

賃金が上がっているのに、従業員の方の働き方が全く変わらなければ、経営を圧迫するばかりです。利益につながるよう、生産性向上のための方策を検討し、助成金を活用し、必要な人材を確保していきましょう。